

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性、男性問わず誰もがその能力を発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年（2022年）3月1日から令和8年（2026年）9月30日まで

2 目標

職員区分ごとに所定労働時間外勤務の月平均時間を設定する。

一般・準一般職員：月平均13時間以内      嘱託職員：月平均3時間以内

臨時職員：時間外勤務無し

<取組内容>

令和4年（2022年）3月～

所属長はタイムカード及び時間外勤務命令書に基づき、職員の勤務状況を適正に把握する。その際、業務量に偏り等が見受けられる場合は、改善に努める。